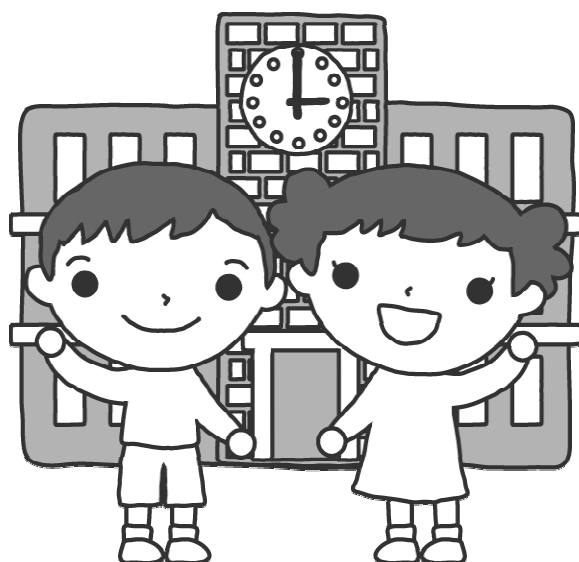


豊中市立北丘小学校

P T A 会 則



在校中要保存

<2020年1月改定版>

※2016年改定追記分

豊中市立北丘小学校PTA会則

第 1 章 名 称

第1条 本会は、豊中市立北丘小学校PTAという。

第 2 章 目 的

第2条 本会の目的は、次の通りとする。

1. 学校、家庭、地域において、児童が安心して幸せに過ごせるよう援助する。
2. 教育環境向上に努力する。

第 3 章 方 針

第3条 本会は、教育を本旨とする団体として、次の方針に従って民主的に運営する。

1. 自主独立の本会は、他のいかなる団体、機関、個人の干渉を受けない。
2. 本会は、宗教及び政党には関与しない。
3. 児童の福祉増進のため活動する他の団体と協力する。
4. 営利を目的とする事業は行わない。
5. 学校の人事及び管理には干渉しない。

第 4 章 会 員

第4条 本会の会員となることのできる者は、次の通りである。

1. 本校に在籍する児童の父母、またはこれに代わる者（但し、会員数は、家庭を単位とする。）
2. 本校に勤務する教職員

第 5 章 経 理

第5条 本会の経費は、会費、事業収入、自発的な寄付金で賄う。

第6条 本会の会費は、家庭を単位とし、年額3600円とし、年一括納とする。

第7条 本会の経理は、総会で認められた予算に基づいて行われ、会計監査を経て総会に報告される。

第8条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月末までとする。但し、新年度予算成立までの経理は、暫定措置として運営委員の責任において執行することができる。

第 6 章 組 織

第9条 本会の組織は、次の通りであり、全会員がいずれかの活動を担うものとする。

○運営委員（任期1年）

1. 会長 2名
2. 副会長 2名
(但し、その年度の運営委員の意向により、会長1名、副会長3名とすることもできる。)
3. 書記 3名（内教職員より1名）
4. 会計 2名（内教職員より1名）
5. 執行委員 若干名

- 対外委員（任期2年）
 1. 指導ルーム指導員 2名
 2. 人権教育推進委員地区代表 2名
 3. 健全育成会推進委員地区代表 3名
(人数は、要請により異なる年度もあり得る。)
- 係 年に数日を要する活動を担当
※但し、北丘小学校PTA役員(運営委員・対外委員)又は同等の免除明記のある役員経験者に関しては、永年免除とする。
- 当番 年1回の活動をいくつか担当
- 役員欠員対応
役員任期途中欠員について次のとおり定める。
・欠員となった時は、運営委員で協議し、原則として新たに選出し補充する。
尚、その際任期を考慮し、欠員のままとすることもある。

第10条 本会は、必要に応じて特別委員会をおく。その設置に必要な事項は、運営委員会で定める。

第11条 運営委員の主な任務は、次の通りである。

1. 会長は、本会を代表し、総会、運営委員会を招集し、PTA活動全般の円滑な運営に努める。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその代理を努める。
3. 書記は、総会、運営委員会の議事及び本会の活動に関する重要事項を記録し、これを保管するとともに、通信連絡その他の庶務を担当する。
4. 会計は、総会で決定した予算に基づいて一切の会計事務を処理し、会計帳簿は常に閲覧に備えるとともに、定例総会において、会計監査委員の監査を経た決算報告をする。
5. 執行委員は、係、当番活動を実施する。

第 7 章 会計監査委員会

第12条 本会の経理を監査するために、会計監査委員を2名おく。

第13条 会計監査委員は、運営委員会において互選により選出され、会計監査委員候補者として、年度末に書面にて会員の承認を得る。

第14条 会計監査委員は、決算監査の他に、必要に応じて随時監査を行うことができる。

第 8 章 総 会

第15条 総会は、会員で構成され、本会の最高決議機関である。

第16条 総会は、会長が招集し、定足数は会員数の1/5とし、決議は出席者の過半数による。但し、やむを得ない事由のため出席できない会員は、他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合、その者は総会に出席し議決に加わったものと見なす。

第17条 総会は、毎年4月または5月の定例総会を年1回開く。運営委員会が必要と認めた場合、または会員の1/10以上の要求があった場合は、会長は臨時総会を招集する。

第 9 章 運営委員会

- 第18条 運営委員会は、原則として運営委員と校長教頭で構成する。但し、必要に応じて1年目の対外委員も加わる。
- 第19条 運営委員会は、会長が必要と認めたとき、及び構成員の1/4以上の要求があったときに開く。
- 第20条 運営委員会は、構成員の半数をもって定足数とし、議事は出席者の過半数で決する。
- 第21条 運営委員会は、会則並びに総会の議決に基づいて本会の事業を運営し、総会に提出する議案の作成、事業計画、連絡、承認、調整、その他の総括的重要事項について審議する。
- 第22条 運営委員会は、審議した内容について、必要に応じて書面にて承認を求めることができる。1週間以内に異議申し立てがない場合、承認されたと見なす。但し、会員の1/10以上の異議申し立てがあった場合は、臨時総会を開催する。

第 10 章 運営委員と対外委員の選出

- 第23条 次年度の運営委員と対外委員を選ぶために、2学期後半に選出管理委員会を設ける。選出管理委員会は、運営委員3名、教職員2名で構成する。委員長は、選出管理委員の互選により選出される。委員の任期は、その任務が完了するまでとする。
- 第24条 選出管理委員会は、運営委員と対外委員の選出の手続きに関する諸事項を定めるとともに、公正な立場にたつて、選出が円滑に行われるよう活動する。さらに、選出結果を全会員に報告して、書面にて承認を求める。異議申し立てがあった場合は、第22条に準ずる。
- 第25条 会長、副会長、書記等は、候補者全員の集会(候補者集会)において、互選により決定する。候補者集会の運営は、選出管理委員会が行う。なお、教職員の運営委員選出は、教職員の互選による。
1. 選出候補者：第1学年～第5学年より数名を選出する。
 2. 立候補者：会員総数の1/10以上の同意を得て立候補した者。
 3. 推薦候補者：会員総数の1/10以上、あるいは運営委員会が推薦する者。但し、本人の同意を要す。
 4. 次年度の運営、対外委員数と学年選出候補者数は、運営委員会にて決定する。

付 則

1. この会則に疑義が生まれた場合は、運営委員会の解釈に従い、不備の点は一般社会通念によって補う。
2. この会則は、総会で、出席者の過半数の賛成により改正することができる。
3. この会則を実施するに必要な諸規定は、運営委員会において別に定める。
4. この会則は、昭和41年10月 2日より実施する。
5. この会則は、昭和47年 3月 5日より一部改訂実施する。
6. この会則は、昭和49年 3月10日に一部改正し、昭和49年 4月 1日から施行する。
7. この会則は、昭和50年 3月 8日に一部改正し、昭和50年 4月 1日から施行する。
8. この会則は、昭和51年 1月16日より一部改正、実施する。
9. この会則は、昭和54年 3月10日に一部改正し、昭和54年 4月 1日から施行する。
10. この会則は、昭和60年 3月 9日に一部改正し、昭和60年 4月 1日から施行する。
11. この会則は、昭和61年 3月 8日に一部改正し、昭和61年 4月 1日から施行する。
12. この会則は、平成元年 3月 4日に一部改正し、平成 元年 4月 1日から施行する。
13. この会則は、平成 2年 3月 3日に一部改正し、平成 2年 4月 1日から施行する。
14. この会則は、平成 3年 3月 2日に一部改正し、平成 3年 4月 2日から施行する。
15. この会則は、平成 7年 5月20日より一部改正、実施する。
16. この会則は、平成 9年 5月31日より一部改訂し、実施する。
17. この会則は、平成10年 3月 2日に一部改訂し、平成10年 4月 1日から施行する。
18. この会則は、平成16年11月 27日に改正、施行する。
19. この会則は、平成28年 4月 24日に一部改訂し、平成28年4月24日から施行する。
20. この会則は、令和元年 12月 20日に一部改訂し、令和2年1月14日から施行する。

豊中市立北丘小学校PTA規定

1 会計規定

第1章 総則

第1条 この会の会計事務は、他に特別の定めがあるものの他は、この規定によって処理する。

第2章 予算

第2条 予見し難い予算不足に充当するために、予備費を計上する。但し、予算費の計上額は歳出総額の1/10を超えてはならない。

第3章 収入事務

第3条 全ての収入は、その都度PTA会計簿に記載し預金する。

第4条 会費の収入は、会費徴収台帳によって整理する。

第4章 支出事務

第5条 全ての支出は、その都度PTA会計簿に記載する。

第6条 全ての支出は、予算の各項目に計上されている範囲を超えて行うことができない。但し、やむを得ない場合は、諸費を流用することができる。

第7条 予備費の流用を行う必要が生じた場合、会計は運営委員会の承認を得なければならない。

第8条 全ての支出は、支出決裁を経て決定する。また、支出の決裁は、会計、会長、教頭、校長の順序を経るものとする。

第9条 支出は、正当な領収書を徴して行う。正当な領収書が徴し難いものについては、予め会長の承認を受けるものとする。領収書は、支出票に添付し、一括つづりとして整理保存する。

第5章 決算

第10条 決算は、項目別にし、予算額、実績額、それぞれの過不足額を明らかにする。

第6章 雑則

第11条 PTA会計簿、諸票類の保存期限は5か年とする。

第12条 この規定は、運営委員会において、出席者の過半数の賛成によって改正することができる。

付 則

1. この規定は、会則の付則2に基づいて制定し、昭和48年 5月 1日より施行する。
2. この規定は、会則の付則2に基づいて制定し、昭和60年 2月18日より施行する。
3. この規定は、平成元年 4月 1日より施行する。
4. この規定は、平成16年11月27日に改正、施行する。

2 慶 弔 規 定

第1条 弔意の部

児童または会員死亡の時
金、10,000円(外税の上乗せ可)

第2条 災害の部

会員及び児童が不慮の災害を受けた時の見舞等は、その都度運営委員会で協議する。

第3条 本規定以外の事項については、運営委員会で決定する。

第4条 この規定は、運営委員会において、出席者の過半数の賛成によって改正することができる。

付 則

1. この規定は、昭和60年 2月18日より適用する。
2. この規定は、平成 2年 1月10日に一部改訂、施行する。
3. この規定は、平成16年11月27日に改正、施行する。

令和2年度（2020年度）PTA運営委員・対外委員紹介

〈運営委員〉

会 長（連P）	塩見 千尋
会 長（地区）	塚崎 由紀
副 会 長	南 紗英子
副 会 長	中西 由紀子
書 記	仲 恵子
書 記	澤田 佳美
会 計	風呂 美幸
執行委員：特別行事	高畠 理香
執行委員：特別行事	和田 智子
執行委員：子どもサポート	石原 理恵
執行委員：わくわく補佐	北代 未希子
執行委員：わくわく補佐	橋本 万里

〈対外委員〉

人権担当委員	池田 裕子
	住田 由佳 ※
健育担当委員	加藤 陽子
	森口 美智代
	尾原 友起子 ※
	濱砂 智春 ※
指導ルーム担当委員	滝沢 裕美
	荒木 裕子 ※

※の方は2年目

〈教職員〉

学校書記	中村 恵美子
学校会計	内田 淳也